

出口自治会館使用規約

2025.4 改訂

(目 的)

第1条 この規約は、出口自治会（以下、自治会とする）所有の出口自治会館（以下、会館とする）（所在：枚方市出口5丁目13番14号）の運営を円滑に行うため設けるものである。

(会館の定義)

第2条 会館は、会員相互の利益と福祉の増進を図るとともに、会員の親睦を高める場として会議、会合、サークル活動等の使用に供するため、会員の合意に基づく出資により設置した建物およびその他付帯設備をいう。自治会活動に支障のない範囲で、自治会以外に広く市民・団体の利用が可能な施設として運営する。

(運営委員会)

第3条 会館の運営を民主的かつ円滑に行うため、運営委員会（以下、委員会とする）を組織する。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、自治会および各種団体代表者により構成し、その定数は若干名とする。

(委員会の権限)

第5条 委員会は、会館運営の監督権および決定権をもつ。

(使用申請)

第6条 会館の使用を希望する者は、別に定める会館使用登録書および会館使用申込書を委員会に提出しなければならない。ただし、緊急役員会等の会合の場合は、優先的に使用することができる。

(使用許可)

第7条 会館の使用は、自治会等の活動に支障のない限り許可するものとする。ただし、次の事項に該当する場合、委員会は許可を与えないことができる。

- (1) 騒音、その他近隣に迷惑をかける恐れのあるとき
- (2) 自治会の承認を得ない営利事業
- (3) その他管理運営上支障があると認められるとき

(使用時間)

第8条 会館の使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。ただし委員会で認めた場合はこの限りではない。

(経費負担)

第9条 会館の維持に要する費用は原則として自治会が負担する。使用者は別に定める使用料を委員会に前納するものとする。ただし、既納した使用料は原則として還付しないものとする。

2. 自治会活動に伴う会議や行事等で使用する場合は無料とし、その他委員会で特に認めたものは免除または減額することができる。

(使用者の義務)

第 10 条 会館を使用するときは、次の事項を守るものとする。

- (1) 使用責任者を決めること
- (2) 使用時間を守ること
- (3) 使用にあたっては、器具、備品等を丁寧に扱い、室内を汚損しないこと
- (4) 火気使用には特に注意し、後始末を完全に行うこと
- (5) 使用後は片付けおよび清掃をするとともに、会館の鍵は速やかに返却すること
- (6) その他、委員会の指示に従うこと

(その他)

第 11 条 この規約に定められていない事項については、委員会で協議決定し、自治会役員会の承認を得るものとする。

附 則 この規約は、平成 28 年 4 月 10 日 一部改正し施行する。

令和 5 年 4 月 30 日 本規約の条文を一部整理統合し適用施行する。

会 館 使 用 の ご 案 内

1. 会館を使用するサークルや団体は、「会館使用登録書」を運営委員会に提出してください。
2. 会館を使用する場合は、毎月 5 日までに翌月および翌々月分の「使用申込書」を自治会館玄関の「受付専用ポスト」に投函してください。申込みが重複した場合は、双方にて調整または抽選を行います。
3. 会館使用日が決まりましたら、使用料を会館管理者に納入してください。
4. 会館使用後は、火気取扱い、備品の状態、部屋の清掃、戸締り等に特に注意し、使用責任者が必ず点検・確認を行ったうえで「自治会館管理票」に記入し、受付専用ポストへ投函してください。鍵は速やかに運営委員会へ返却してください。
5. 会館使用料等 〈使用可能時間帯 9：00～22：00〉

	自治会員	会員以外
会館使用料（1 時間につき）	5 0 0 円	1, 0 0 0 円
冷暖房使用料（1 時間につき）	1 0 0 円（コイン式）	

※会員以外とは、登録団体等の構成人数のうち、自治会員数が半数以下の団体をいう。

6. 備品の貸出

机、椅子、座布団、テントの貸出を行っています。ご希望の場合は運営委員会にお問合せください。

7. 運営委員（令和 7 年度）

氏 名	所属団体	連絡先	担 当
辻 政明	蹉跎西校区コミュニティ協議会会長	090-1240-2174	申請・受付窓口
川添 千尋	出口自治会会長	090-3280-1546	管理責任者
藤村 和夫	出口自治会書記	—	備品管理
中島 典子	出口自治会会計	—	会 計